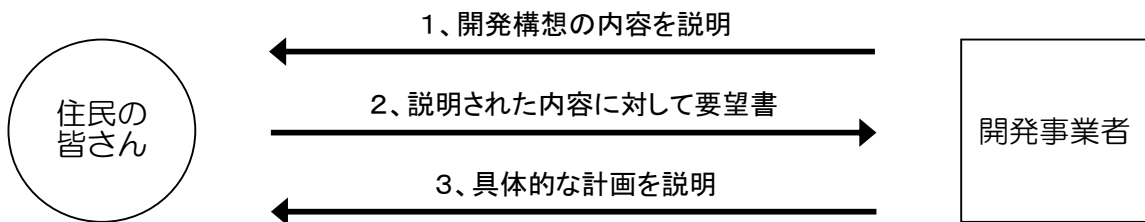


# 開発構想の説明を受ける住民の皆さんへ

宝塚市開発事業における協働のまちづくりの推進に関する条例（開発まちづくり条例）で、開発区域周辺の住民の皆さんに関係する手続は、次のとおりです。

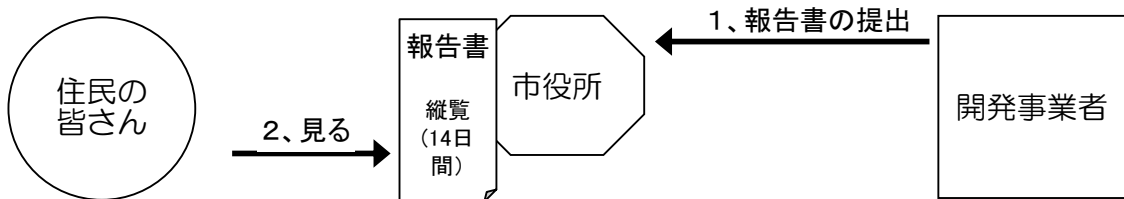
- ① 開発構想に対して要望書を提出することができます。



開発事業者が説明した開発構想の内容について、開発事業者に要望書を提出することができます。その場合は、別紙の要望書に住所、氏名、要望事項を書いてください。その要望書を手渡し、郵送、FAXなど開発事業者が指定する方法で、開発事業者まで提出してください。なお、開発事業者が行う説明会等の場で、住所、氏名を名乗って要望を伝える場合は、書面での提出は必要ありません。

この要望書の提出期限は、開発事業者が行う説明が終了した日から14日以内（郵送の場合は消印有効）です。また、期間が足りない場合は、その期間を21日以内で、市長に対して期間延長の要請をすることができます。

- ② 開発事業者は、開発構想の具体的な計画や説明状況を宝塚市に報告し、住民の皆さんは、宝塚市が縦覧に供している報告書を見ることができます。



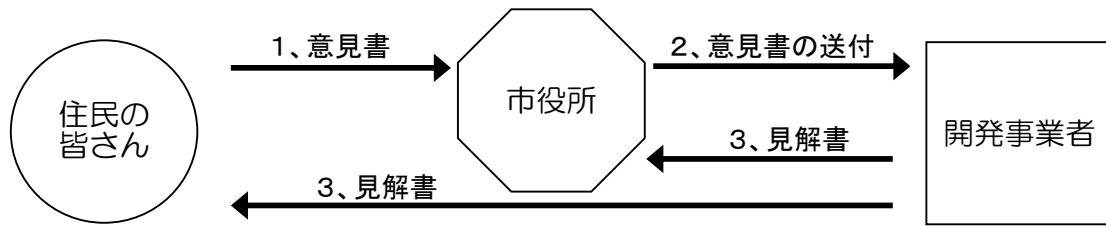
住民の皆さんへ説明が終わった開発事業者は、住民の要望に配慮して、具体的な計画をつくります。要望書の提出があった住民には、具体的な計画を説明いたします。

開発事業者は、開発事業の具体的な内容や説明の状況を示した「特定開発事業計画報告書」を宝塚市へ提出いたします。

宝塚市は、「特定開発事業計画報告書」の提出を受けた日から14日間縦覧を行います。

住民の皆さんは、「特定開発事業計画報告書」を市役所の開発指導課の窓口や市のホームページで見ることができます。

③ 縦覧されてる報告書に対して意見書を提出することができます。

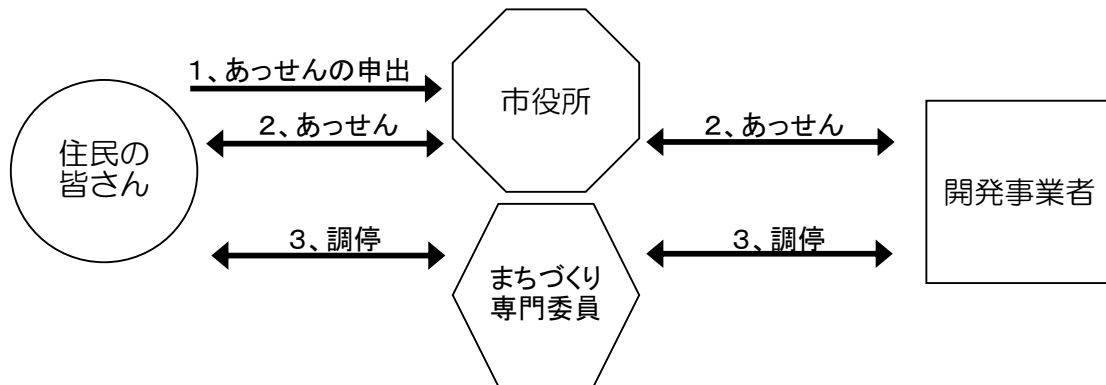


住民の皆さんは、説明が行われた開発構想の具体的な内容を、「特定開発事業計画報告書」で確認することができます。この内容について、意見書により意見をいうことができます。

意見書を提出しようとする方は、開発指導課又は市のホームページに用意してある用紙に、必要事項と意見を書いて、直接開発指導課に持ち込むか、郵送又はFaxで開発指導課まで送付してください。提出期限は、縦覧期間（14日間）終了まで（意見書を郵送する場合は消印有効）です。

いただいた意見書は、市から開発事業者に届けられ、開発事業者はこの意見に対し見解を返すことになります。

④ 開発事業者と紛争になった場合は、市があっせんをいたします。



住民の皆さんと開発事業者の紛争は、当事者相互の立場を尊重して、自主的に解決するのが望ましいことです。しかし、住民の皆さんからの要望や意見と開発事業者の見解に隔たりがあり、やむを得ず紛争になってしまったときは、紛争の当事者からの申出により、市があっせんをいたします。あっせんの申出期間は、縦覧の期間満了の日または見解書の送付を受けた日から14日間です。

あっせんにより紛争が解決しないときは、まちづくり専門委員による調停に移行することもあります。

この条例の詳細については、市役所開発指導課にお問い合わせください。

宝塚市 都市整備部 都市整備室 開発指導課

TEL : 0797-77-2081 FAX : 0797-74-8997  
Eメールアドレス m-takarazuka0067@city.takarazuka.lg.jp  
URL : <http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/>